

5 支え合いによる地域ケア体制の推進

（1）地域包括支援センターの創設

介護や支援が必要になっても、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるように、相互の助け合いと人間的なふれあいを大切にしながら、地域全体で高齢者を支える地域包括ケアの充実を図ります。

また、新たに創設される地域包括支援センターを中心に、関係機関と連携した地域におけるネットワークを構築し、地域の高齢者の状況把握を行うとともに、状況に応じた適切なサービスの利用ができるよう支援の充実を図ります。

地域包括支援センター運営の目標値

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
設置数 (か所)	1	1	1

①地域包括支援センターの機能

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、在宅生活を支援する様々な相談ニーズへの対応窓口が必要です。介護保険制度の改正により相談窓口をはじめ、以下のような機能を持つ「地域包括支援センター」を設置することが示されました。

○介護予防ケアマネジメント

高齢者が要介護状態になることを予防し、できるかぎり住み慣れた地域で自立した生活を継続できるように介護予防ケアマネジメントを実施します。

地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメントの対象は、介護保険の予防給付の対象者（要支援者）と介護保険の認定を受けていない介護予防上の支援を必要とする高齢者（特定高齢者）です。

具体的には、高齢者の個々の状態を把握し（アセスメント）、それを踏まえて高齢者と共に目標を設定し（介護予防プランの作成）、適切な介護予防サービスを利用することで生活機能の維持改善を図ると共にその効果について評価し、必要に応じてプランを見直します。また提供された介護予防サービスが適切に行われているかその有効性について確認していきます。

また、新予防給付対象者として位置付けられる現行の要支援及び要介護1の一部の方に対しても同様の手法で介護予防プランの作成からサービスの利用の効果について評価していきます。

○総合的相談支援・権利擁護事業

高齢者の心身の状態や居宅における生活実態などの状況を把握し、保健、医療、福祉、権利擁護に関わる総合的な情報を提供する事業です。関係機関との連絡調整を担い高齢者の保健医療の向上と福祉の増進を図るために介護保険以外のサービスを含めて高齢者や家族に対し総合的な支援を行います。

○包括的・継続的マネジメント事業

医療機関やケアマネジャー等関係機関との多職種協働や連携を通じてケアマネジメントの後方支援を行います。またケアマネジャーに対する個別相談や困難事例への助言、地域関係機関との連携や協力体制の構築などを包括的・継続的にを行います。

○権利擁護事業

高齢者に対する虐待の防止や早期発見のためのネットワーク構築、成年後見制度についての情報提供など、高齢者の権利擁護に関する取り組みを行います。

②実施体制

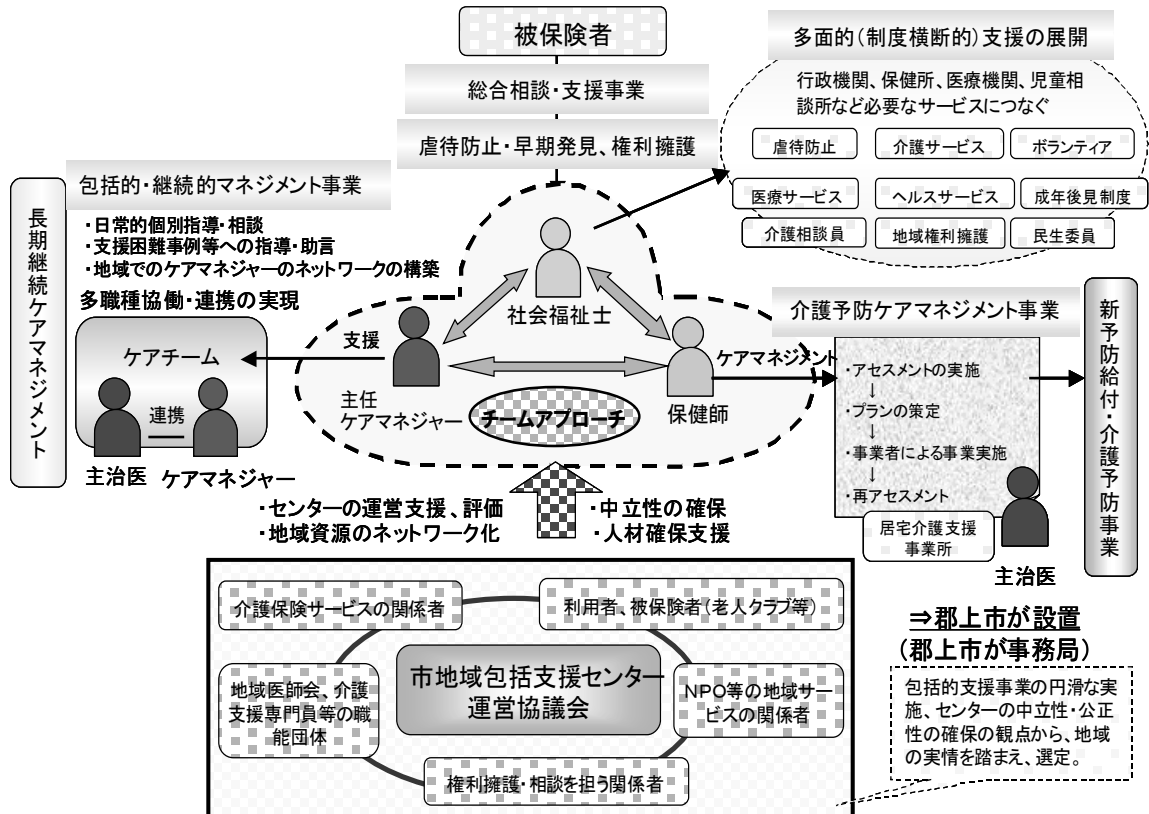
設置形態としては、市直営として本庁舎に設置します。各地域振興事務所においても総合相談の対応や介護予防マネジメントが行える体制とします。

③地域包括支援センター運営協議会の設置

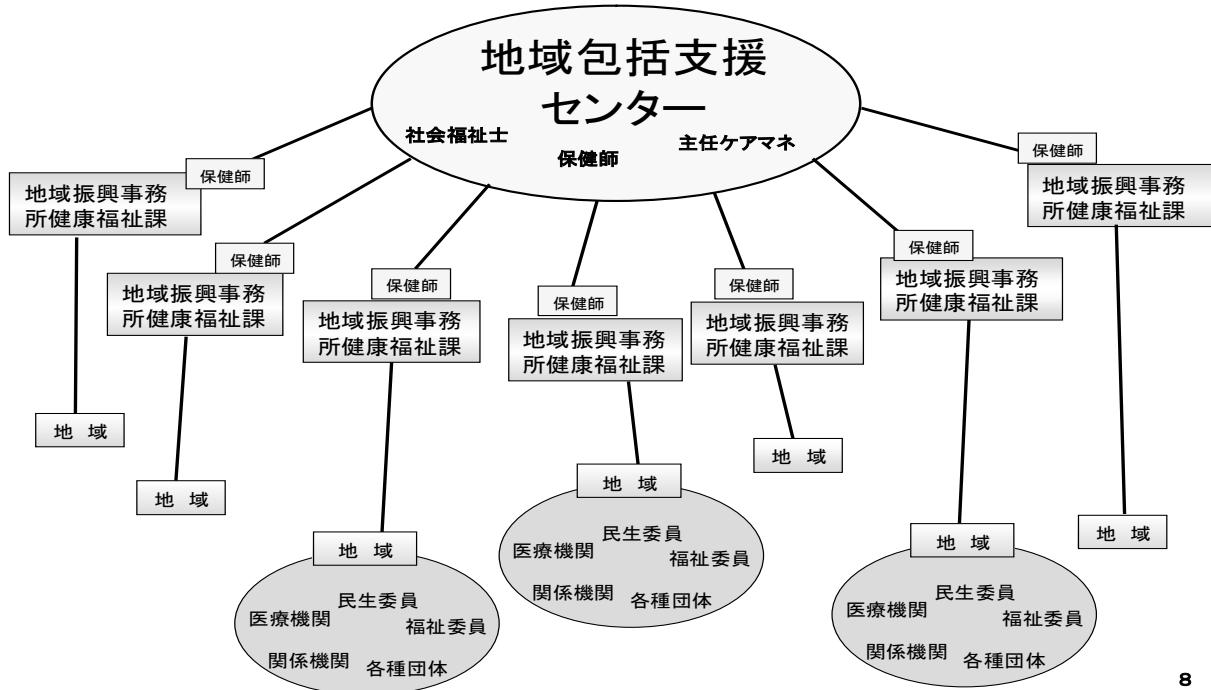
平成18年4月1日からの地域包括支援センターの運営開始のため、平成17年度に地域包括支援センター運営協議会準備委員会を設置して準備を行います。

平成18年度に設置する地域包括支援センター運営協議会は、地域包括支援センターの運営の中立・公平性についての評価及び必要に応じて指導・助言を行う機関とします。

地域包括支援センターの業務イメージ



郡上市地域包括支援センター運営体制



（2）地域福祉の推進

少子高齢化や核家族化に伴い、地域社会における住民相互の連帯感が薄れてきていることから、地域社会全体で福祉に取り組んでいく体制の整備が必要となっています。

今後の地域福祉は、相談窓口の充実や情報提供の充実など地域包括支援センターや社会福祉協議会の地域福祉活動を中心とし、地域住民が福祉サービスの情報や福祉に対する意識・関心を高める啓発活動に努めるなど、地域の誰もが福祉の担い手として活躍できる環境づくりをする必要があります。特に余暇活動の増加や社会参加意欲の高まりの中で、元気な高齢者がボランティア活動の担い手として活動できる環境づくりの支援に努めます。

①地域福祉セーフティネット支援事業

○心配ごと相談

暮らしの中の心配ごとやちょっと誰かに聞いて貰いたい悩みなどの相談について、関係機関と連携して総合的に応えるための相談窓口として開設しています。市南部、北部にそれぞれ常勤相談員をおいて相談にあたり、市内7地域の相談会場でおおむね月1回実施しています。

○法律相談

金銭、不動産、相続、婚姻関係など法律に関する問題についての相談窓口として開設しています。岐阜県弁護士会の派遣による弁護士が相談を受け、月1回八幡地域と白鳥地域の会場で交互に実施しています。

○障害者相談

障害に関するあらゆる相談窓口として開設しています。専門の相談員により八幡地域と白鳥地域の会場で交互に実施しています。

○ボランティア相談

ボランティアに関するあらゆる相談窓口として開設しています。社会福祉協議会事務局及び地域の支部において担当職員が随時相談に応じています。

○対象者

原則 市内に居住する住民

各種相談の状況及び数値目標

項 目	年 度	平成 16 年度 (実績)	平成 17 年度 (見込)	平成 20 年度 (目標)
	心配ごと相談	(回)	78	81
法律相談	(回)	12	12	12
障害者相談	(回)	12	12	12
ボランティア相談	(件)	104	135	260

（3）高齢者にやさしいまちづくり

高齢者が自己実現のため自立した生活を送るためには、高齢者の身体が健康であることも重要ですが、高齢者が住み暮らす環境も重要となってきます。

高齢者が安心して住み生活ができる場所づくりが必要であり、保健・福祉のみならず居住生活環境の整備が求められています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、防犯・防災対策の充実や住宅改修の支援、公共・民間施設や道路・歩道等のバリアフリー化を推進していきます。

高齢者いきいき住宅改善事業助成事業状況及び数値目標

年 度	平成16年度 (実績)	平成17年度 (見込)	平成20年度 (目標)
項 目			
住宅改善助成事業 (件数)	177	168	180

既存主要公共施設のバリアフリー化状況及び数値目標

年 度	平成16年度 (実績)	平成17年度 (見込)	平成20年度 (目標)
項 目			
公共施設のバリアフリー化 (%)	52	55	60